

カスタマーハラスメント対策マニュアル策定等に関するお知らせ

基本方針・マニュアル策定の背景

令和7年4月1日施行の「東京都カスタマー・ハラスメント防止条例」に基づき、当事務所の業務を安全・適切に遂行できる職場環境を整備するため、カスタマーハラスメント対応の「基本方針」及び「対策マニュアル」を策定いたしました。

基本方針・マニュアル策定の目的

「当事務所が顧客等から理不尽な要求や暴言、威嚇的行為を受けることなく、尊厳を持って業務に従事できる職場環境を構築する」

この基本方針及び対策マニュアルに基づいて、弊社のカスタマーハラスメント対策を事務所内外に周知し、実践してまいります。

周知日:2025年09月12日
プラクティス行政書士事務所
行政書士 金澤朋幸